吸収合併に係る事後開示書面

（会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面）

1. 吸収合併が効力を生じた日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）
6. 会社法第921条の変更の登記予定日
7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

2021年1月4日

川崎市幸区堀川町580番地16

黒田精工株式会社

代表取締役　黒田　浩史（会社代表印）

黒田精工株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収合併存続会社とし、永昇電子株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社として実施した吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、以下の事項を開示します。

1. 吸収合併が効力を生じた日
   2021年1月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

   (1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過
   吸収合併消滅会社の株主より、会社法第784条の2に基づく吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

   (2) 会社法第785条の規定による手続の経過
   吸収合併消滅会社は、2020年11月20日、会社法第785条第3項の規定に基づく通知を行いましたが、同法第785条第1項の規定による株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

   (3) 会社法第787条の規定による手続の経過
   吸収合併消滅会社は新株予約権を発行していなかったため、該当事項はございません。

   (4) 会社法第789条の規定による手続の経過
   吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項に基づき、2020年11月16日付けの官報による公告を行い、かつ、同日付けの配達日指定郵便にて知れている債権者に対し各別の催告を行いましたが、吸収合併消滅会社の債権者から、異議申述期限までに、会社法第789条第1項に基づく異議はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

   (1) 会社法第第796条の2の規定による手続の経過
   本合併は、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

   (2) 会社法第797条の規定による手続の経過
   当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2020年11月16日付けで株主に対する通知に代わる公告を行ったところ、株主からの反対通知はありませんでした。なお、本合併は、会社法796条第2項本文の簡易合併に該当するため、同法第797条第1項の規定による株式の買取請求の適用はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過
当社は、会社法第799条第2項及び第3項に基づき、2020年11月16日付けの官報及び電子公告により公告を行いましたが、当社の債権者から、異議申述期限までに、会社法第799条第1項に基づく異議はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は2021年1月1日をもって、吸収合併消滅会社における資産、負債、契約上の地位及びこれらに附随する権利義務の一切を吸収合併消滅会社より承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）
別添のとおりです。

6. 会社法第921条の変更登記予定日
2021年1月5日以降、会社法第921条に定める吸収合併による変更登記を速やかに申請する予定です。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面）

1. 吸収合併契約の内容
2. 合併対価の相当性に関する事項
3. 合併対価について参考となるべき事項
4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項
5. 吸収合併存続会社についての事項（吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容及び吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）
6. 吸収合併消滅会社についての事項（吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）
7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

2020 年 11 月 16 日

横浜市港北区高田西一丁目 5 番 35 号
永昇電子株式会社
代表取締役　松井　智彦　（会社代表印）

1. 吸収合併契約の内容

当社は、黒田精工株式会社（以下「存続会社」といいます。）を吸収合併存続会社とし、当社（以下「消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を、2021年1月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として行うことにいたしました。

本合併に係る吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

消滅会社が存続会社の出資比率84.94%の子会社であり、存続会社と消滅会社とは共通支配下関係にありますが、消滅会社には他の株主も存在するため、存続会社は、本合併に際して、本合併の効力発生の直前の時点における消滅会社の株主（存続会社を除く。）に対して、その保有する消滅会社の普通株式に代わる金銭として、当該普通株式1株につき金2,190円を交付します。また、本合併に用いられる対価の算定にあたって、非上場会社である消滅会社の株式価値については、その公平性・妥当性を確保するため、第三者算定機関に合理的な合併対価の算定を依頼し、消滅会社の2020年9月末日時点の簿価純資産額に基づく修正簿価純資産法による算定の結果等を総合的に勘案して決定いたしました。

以上から、消滅会社としては、本合併の合併対価については相当性が認められるものと考えております。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はございません。

4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はございません。

5. 吸収合併存続会社についての事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

6. 吸収合併消滅会社についての事項

(1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

存続会社の最終事業年度の末日（2020年3月31日）現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ約18,112,939千円及び約9,533,666千円であり、資産の額は負債の額を上回っております。また、2020年4月1日以降、本日までの間、本効力発生日以後における存続会社の債務の履行に重大な支障を及ぼすような大幅な減収及び損失等は発生しておりません。

また、本効力発生日以後の存続会社の財務及び損益の状況については、存続会社の負担すべき債務の履行に重大な支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておりません。

さらに、本合併により存続会社が承継する消滅会社の資産及び負債についても、本効力発生日以後における存続会社の債務の履行に重大な支障を及ぼすものではありません。

したがって、本合併により、本効力発生日において存続会社が消滅会社の債務の全てを承継した場合でも、本効力発生日以後における存続会社の債務につき、履行の見込みがあるものと考えます。

以上

吸収合併契約書

黒田精工株式会社（以下「甲」という。）及び永昇電子株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条　（吸収合併）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」という。）を行う。

第2条　（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1)　吸収合併存続会社（甲）：

商　　号：黒田精工株式会社

住　　所：神奈川県川崎市幸区堀川町580番地16

(2)　吸収合併消滅会社（乙）：

商　　号：永昇電子株式会社

住　　所：神奈川県横浜市港北区高田西一丁目5番35号

第3条　（合併対価）

甲は、本件吸収合併に際して、本件吸収合併の効力発生の直前の時点における乙の株主（甲を除く。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わる金銭として、当該普通株式1株につき金2,190円を交付する。

第4条　（甲の資本金及び準備金）

本件吸収合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条　（本件吸収合併の効力発生日）

本件吸収合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年1月1日とする。ただし、本件吸収合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙の合意により効力発生日を変更することができる。

第6条　（権利義務の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産、負債その他一切の権利義務（乙とその従業員との雇用関係及びこれに付随する権利義務を含む。）を承継する

第7条　（合併承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項柱書本文の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件吸収合併を行う。乙は、効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認を得る。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認を得る。

第8条　（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、業務の執行及び財産の管理・運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、予め相手方の同意を得てこれを行う。

第9条　（本契約の変更等）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合その他本件吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙は合意により、本契約に定める本件吸収合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条　（本契約の効力）

効力発生日までに、第7条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られない場合又は関連法令に基づいて要求される監督官庁等の承認を得られない場合には、本契約はその効力を失う。

第11条　（管轄裁判所）

本契約に関連して発生する訴訟その他の一切の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条　（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収合併に関して必要な事項については、甲及び乙が協議した上でこれを決定するものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年11月12日

甲：神奈川県川崎市幸区堀川町580番地16
黒田精工株式会社
代表取締役　黒田　浩史

乙：神奈川県横浜市港北区高田西一丁目5番35号
永昇電子株式会社
代表取締役　松井　智彦

決算報告書

(第 52 期)

自 2019年　3月　1日
至 2020年　2月 29日

永昇電子株式会社

神奈川県横浜市港北区高田西1-5-35

貸借対照表

2020年 2月 29日 (当期会計期間末)

永昇電子株式会社

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
現金	149,474	支払手形	32,602,772
当座預金	46,271,067	電子記録債務	26,417,236
普通預金	788,448	買掛金（資材・部品）	7,905,831
定期預金	4,448,770	買掛金（外注）	3,110,857
定期積金	700,000	買掛金（消耗品）	460,462
受取手形	5,373,800	リース債務	228,344
電子記録債権	1,320,000	未払金	3,052,885
売掛金	35,799,056	未払費用	2,000,970
仕掛品	28,032,312	未払法人税等	191,700
原材料及び貯蔵品	11,630,902	未払消費税	2,264,800
前払費用	1,034,313	前受金	5,860,000
立替金	39,797	預り金	351,570
貸倒引当金	△285,503	賞与引当金	1,796,113
流動資産合計	135,302,436	流動負債合計	86,218,540
【固定資産】		【固定負債】	
(有形固定資産)		退職給付引当金	24,934,872
建物	5,423,389	役員退職引当金	2,530,000
建物付属設備	190,968	固定負債合計	27,464,872
機械及び装置	1,660,922	負債合計	113,683,412
車両運搬具	2		
器具備品	32,477		
リース資産	206,800	純資産の部	
土地	34,372,000	科目	金額
有形固定資産合計	41,886,558	【株主資本】	
(無形固定資産)		資本金	36,750,000
ソフトウェア	818,775	【利益剰余金】	
無形固定資産合計	818,775	利益準備金	2,537,500
(投資その他の資産)		(その他利益剰余金)	(35,610,620)
出資金	10,000	別途積立金	15,000,000
保険積立金	9,873,360	繰越利益剰余金	20,610,620
保証金	70,000	利益剰余金合計	38,148,120
長期前払費用	67,200	株主資本合計	74,898,120
繰延税金資産	553,203		
投資その他の資産合計	10,573,763		
固定資産合計	53,279,096	純資産合計	74,898,120
資産合計	188,581,532	負債純資産合計	188,581,532

損　益　計　算　書

自 2019年 3月 1日 至 2020年 2月 29日　　(当期累計期間)

永昇電子株式会社

(単位：

科　目	金　額	
【売上高】		
売上高	255,205,570	
売上高合計		255,205,57
【売上原価】		
当期製品製造原価	222,825,257	
棚卸資産評価損	943,770	223,769,02
売上総利益		31,436,54
【販売費及び一般管理費】		30,838,42
営業利益		598,12
【営業外収益】		
受取利息	8,205	
受取配当金	400	
雑収入	771,287	
営業外収益合計		779,89
【営業外費用】		
雑損失	97,598	
営業外費用合計		97,59
経常利益		1,280,41
特別利益合計		
特別損失合計		
税引前当期純利益		1,280,41
法人税、住民税及び事業税	193,035	
法人税等調整額	225,658	
法人税等合計		418,69
当期純利益		861,72

製造原価報告書

自 2019年 3月 1日 至 2020年 2月 29日　　(当期累計期間)

永昇電子株式会社

(単位：円)

科目	金額	
【材料費】		
期首材料棚卸高	10,485,272	
材料仕入高	104,014,721	
期末材料棚卸高	12,574,672	
材料費合計		101,925,321
【労務費】		
賃金	47,280,522	
賞与引当金繰入額	5,359,912	
退職給付費用	2,002,461	
法定福利費	8,731,988	
福利厚生費	470,681	
通勤費	1,901,128	
労務費合計		65,746,692
【製造経費】		
消耗品費	609,954	
修繕費	540,616	
運賃	104,944	
車両費	9,822	
電力料等	1,320,118	
租税公課	1,065,792	
減価償却費	1,676,573	
支払リース料	102,588	
外注加工費	45,267,898	
製造経費合計		50,698,305
当期総製造費用		218,370,318
期首仕掛品棚卸高	32,487,251	
期末仕掛品棚卸高	28,032,312	
当期製品製造原価合計		222,825,257

株主資本等変動計算書

自 2019年 3月 1日 至 2020年 2月 29日 (当期累計期間)

水昇電子株式会社

(単位：円)

科目	変動事由	金額
【株主資本】		
【資本金】	当期首残高及び当期末残高	36,750,000
【利益剰余金】		
利益準備金	当期首残高及び当期末残高	2,537,500
(その他利益剰余金)		
別途積立金	当期首残高及び当期末残高	15,000,000
繰越利益剰余金	当期首残高	19,748,898
	当期変動額 当期純利益	861,722
	当期末残高	20,610,620
利益剰余金合計	当期首残高	37,286,398
	当期変動額	861,722
	当期末残高	38,148,120
株主資本合計	当期首残高	74,036,398
	当期変動額	861,722
	当期末残高	74,898,120
純資産合計	当期首残高	74,036,398
	当期変動額	861,722
	当期末残高	74,898,120

販売費及び一般管理費明細書

自 2019年 3月 1日 至 2020年 2月 29日 （当期累計期間）

永昇電子株式会社

（単位：

科目	金額	
給料手当	14,280,189	
雑給	3,587,308	
賞与引当金繰入額	792,954	
役員退職引当金繰入額	990,000	
法定福利費	2,627,589	
福利厚生費	142,900	
通勤費	83,778	
運賃	425,186	
交際費	10,254	
貸倒引当金繰入額	△226,513	
旅費交通費	95,197	
通信費	392,197	
消耗品費	76,249	
事務用品費	413,810	
水道光熱費	44,789	
保険料	1,233,306	
車両費	634,785	
地代家賃	646,500	
支払手数料	477,257	
諸会費	22,000	
会議費	4,605	
租税公課	75,700	
減価償却費	906,898	
支払リース料	1,087,227	
顧問料	900,000	
雑費	1,114,357	
販売費及び一般管理費合計		30,838,42

個別注記表

自　2019年3月1日　　至　2020年2月29日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

有価証券の評価基準及び評価方法

出資金・・・総平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料・・・最終仕入原価法

仕掛品・・・売価還元法

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・　定率法、但し、平成10年4月1日以降取得の建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得の建物付属設備及び構築物については定額法

無形固定資産・・・　定額法

リース資産・・・・　リース期間定額法

引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率で計算した繰入限度額で計上している。

賞与引当金・・・従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当期負担分を計上している。

退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、退職金規定に基づく会社都合による当期末要支給額を計上している。

役員退職引当金・・・役員の退職給付に備えるため、役員退職金規定に基づく当期末要支給額を計上している。

消費税の会計処理

税抜き方式で処理している。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	71,650,066円

親会社に対する短期金銭債権

売掛金	28,136,456円
計	28,136,456円

親会社に対する短期金銭債務

電子記録債務	2,981,272円
未払金	818,546円
計	3,749,818円

3. 損益計算書に関する注記

親会社に対する売上高	201,236,720円
親会社からの仕入高	385,220円

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金繰入による。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

普通株式

前期末株式数	40,500株
当期末株式数	40,500株

6. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり当期純利益	21円28銭
一株当たり純資産額	1,849円34銭



本書は会社法第801条1項及び会社施行規則第200条に定める
事後備置書類の原本に相違ありません。

2021年1月5日

神奈川県川崎市幸区堀川町580番地16
黒田精工株式会社
代表取締役　黒田　浩史